令和８年９月２５日　子ども・若者施策推進特別委員会（速報版）

午前十時開議

○**河野俊弘委員長**　ただいまから子ども・若者施策推進特別委員会を開会いたします。

――――――――――――――――――――

○**河野俊弘委員長**　本日は、議案審査等を行います。

それでは、１議案審査に入ります。

議案第八十八号「世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第八十九号「世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第九十号「世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第九十一号「世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第九十二号「世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」、議案第九十三号「世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の六件につきまして一括して議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野俊弘委員長**　御異議なしと認めます。よって議案第八十八号から第九十三号までの六件につきまして一括して議題といたします。

本六件について、理事者の説明を求めます。

○**松本子ども・若者部長**　議案第八十八号「世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第八十九号「世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第九十号「世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、議案第九十一号「世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第九十二号「世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」、議案第九十三号「世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の六件につきまして御説明いたします。

本六件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係省令等の改正に伴い、児童を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定めるとともに、規定の整備を図るため、

条例の一部を改正する必要が生じましたので、御提案するものでございます。

内容につきましては、九月三日の本委員会で御報告させていただきましたとおりです。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○河野俊弘委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○たかじょう訓子委員　ありがとうございます。議案八十九号と九十一号の満三歳以上限定小規模保育事業の創設について規定の整備を行うとしていますけれども、世田谷区においての三歳から五歳までの小規模保育事業のニーズというのがあるのかということと、それから、計画上のつくる予定があるのかということ、それから、今この間心配されるのは保育の質だというふうに思います。ゼロから二歳でしたら、割と歩く、行動的にはおとなしい、そういう子どもたちだと思うんですけれども、三歳以降は走ったり、跳んだり、あるいは集団で遊んだりということが必要となる、そういった発達の段階にあるという状況の中で、今までどおりの一、二でやっていたようなマンションの一角でもできるような保育で、保育の質が保たれるのかというのが心配なんですが、その辺についての区の認識を、この三点を伺います。お願いします。

○北川保育課長　本件、満三歳以上限定小規模保育事業につきましては、こちらはもともと国家戦略特区の関係で一部の自治体で導入していたものを、令和七年度の児童福祉法の改正によって全国展開をするものになっておりますけれども、世田谷区におきましては、現状、計画上も含めてですけれども、三歳以上の保育の需要と供給については、需要に対して供給が上回っているという状況もございますので、現時点では満三歳以上の小規模保育事業の実施については想定はしていないところです。

ただ、今回規定の整備ということで、児童福祉法の中では、その認可の申請があった場合については審査をしなければいけないということになっておりますので、そういった意味で規定の整備をさせていただくというところになっております。

先ほど保育の質の部分につきましては、仮に満三歳以上保育ということで実施となった場合につきましても、必ず事業者の適格性の審査をさせていただく中で、三歳以上の保育ということでの保育環境の部分ですとか、そういったところの確認はきちっとさせていただくというところで、保育の質については担保をしていきたいというふうに考えておりますが、現状では実施する予定はないということで御認識いただければと思っております。

○原田竜馬委員　今回のこの条例の改正というのは、こども性暴力防止法の制定に伴う整備と理解はしていますが、子どもの安全を守るためには極めて重要な法律である一方、こ

の制度というものを現場で確実に機能させるためには、法律上、法制度上求められる事務手続とか、現場の事業者に過度な負担となる可能性があるのではないかと懸念があります。区が直接運営する施設については、人事をはじめとする庁内のバックオフィス機能があり、職員の確認であったり、手続を組織的に進めていく体制というのは整っているかと思いますが、区が事業を委託している事業者の中には、かなり少人数の職員さんで施設を運営なさっている事業者もあります。必ずしも人事とか法務、総務といった専門的な事務機能が備わっていない事業者もあるかと思います。

今回の日本版ＤＢＳの導入に伴って、これはやはり対象となる従業者の把握であったり、必要な情報の収集とか管理とか、犯罪事実確認に関する手続、個人情報の管理ですとか、これまで以上に事務対応というのが発生することが想定されます。この犯罪事実確認記録等は非常に機密性の高い情報でもあり、その適切な管理とか情報漏えいの防止が重要だと考えておりますが、現状区として、そうした事業者を支援する枠組みであったり、対応というのは何か考えているのか、そういったところを教えていただければと思います。

○渡邉保育認定・調整課長　今回の法改正に伴いまして民間事業者におきましては、就業規則の改定ですとか、従事者の研修の実施など、雇用主としての対応のほか、保護者や児童への周知や相談体制の整備など、事業を実施する上で必要な対応などの新たな事務負担が生じているというふうに認識をしております。一方、当該事務につきましては、施設や事業によっては法令上の義務が課されているということもありますので、コンプライアンスを遵守する必要があるものとも認識をしております。

こうした状況を踏まえたものと考えておりますけれども、国においては、例えば広報物の例示ですとか、従業員への研修の動画などを作成、公表しておりまして、こうした対応につきましては、事業者の事務負担軽減につながるものであるということから、区としましては、こうした情報をきちんと事業者に提供しつつ、必要に応じて伴走した支援を取るなど、法施行日を迎えられるよう取り組んでいきたいと考えております。

○おのみずき委員　大きく三点伺いたいです。

まず第一に、今回、こども性暴力防止法、日本版ＤＢＳの施行に当たる条例改正と思うんですけれども、これについて、子ども本人への周知と相談をどうするかというところについて伺いたいのですが、今回の法施行では、性暴力に関して、相談窓口を単に設置するだけではなくて、子ども自身にもそれを周知して、さらに相談した後どういうふうになるのかということも、先ほど国が広報物を例示しているというお話がありましたけれども、

実際にこういった形でというのは年齢と発達段階に応じて出されていて、それを伝えていくということを求められています。

子どもが実際に相談できる仕組みとすることが重要でして、何を相談していいのか、誰に相談できるのか、相談した後にどのような対応が行われるのかまで理解できることが重要だと思っています。区として、保育所や児童館等において、こうした内容を子ども本人にどのように届けていくのか伺います。

あとあわせて、相談を受けた後についても、誰に情報共有するのかとか、その後どういう対応を取るのかというのを可能な範囲で子ども本人にもしっかりと伝えること、年齢、発達段階に応じて子どもの気持ちや意向を確認することはとても重要です。この点についても、区として共通した対応に位置づける考えがあるのか、併せて伺います。

○渡邉保育認定・調整課長　まず一点目の子どもの周知ですとか、相談窓口につきましては、繰り返しになりますけれども、国のほうでは相談窓口の設置、周知につきましてガイドライン等を示しております。その中では、子どもが複数の相談先から選択できることとして示されてはおりますけれども、一方で、例えば未就学児の場合ですと、子どもの相談しやすさという点においては、現に通所している施設に相談窓口を設けることが児童の利益になるというふうにも考えております。こうした子どもの年齢、発達状況を踏まえまして、庁内でも意見交換しながら、児童にとってより相談しやすい体制づくりを進めていきたいというふうに考えております。

また、子どもへの周知につきましても、いろいろやり方はあるかなと思っておりますけれども、一つは、性教育的なものを各施設のほうで実施をしながら、実際に自分の体の部分で触られてはいけないところですとか、そういったところを子どもにも理解してもらいつつ、そういった対応を保護者にも理解していただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○おのみずき委員　分かりました。ありがとうございます。

関連して、区側でどういう体制を整えていくかというところについてもう一つ伺いたいんですけれども、前回委員会での議案の説明資料では、十二月の法施行までに性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルールの策定・周知だったり、相談体制の整備だったり、あるいは研修などを区、民間ともに着実に進めるというふうに記載がありました。一方で、私が今年五月に実施した子ども・若者の性の悩みや性被害に関する調査をやっていたんですが、そこで児童館二十五館にも調査を配布したんですが、児童館では実際に性に関する相

談が把握されていたにもかかわらず、標準的な対応フロー等については回答した二十四館全部、全てがない、または個人対応に依存しているとの回答でした。一方で、区立保育園のほうでは、過去の性暴力事案の検証等もあった成果なのか、対応フローや研修等については一定の蓄積があったように思います。

これを踏まえて伺いたいんですけれども、今回のその法施行に向けた体制整備について、先ほどお話があったように、国のガイドラインとか、国が用意したひな形を単に各所管がそれぞれにそれを使って整えるという対応にとどめず、例えば児童館については、相談を受けた際の初期対応から報告、共有、安全確保、あとは専門機関へのつなぎ等まで共通化するとともに、保育分野でこれまで蓄積されてきた性暴力の対応に関する知見、未然防止、早期把握、相談対応等のその知見を関係所管でしっかり共有いただいて、区全体の安全確保措置に生かす、このお考えがあるのか伺います。

○渡邊児童課長　御指摘いただきましたことについては、調査があったから把握できたところは正直あります。ただ、今回こども性暴力防止法の観点でいろんな体制を整えなければならないことであったりだとか、周知啓発をどういうふうに図っていくのかというところが注目すべきポイントだなというふうに考えておりますので、今回のことを契機に、十二月の施行までの間にどれだけのところが整えられるかというところを今調整しているところです。

○松本子ども・若者部長　少しつけ加えさせていただきますと、部の中でも様々課が分かれていく中で、やはり対応の部分でどういうふうにやっていくかというところは、保育の知見とか、あと児童相談所も連携しやすい環境でありますので、そういった中で例えば子どもへの聞き取りというところについては、非常に慎重にやらなければいけないところもあったりとか、そういった専門性の部分とかも含めてどういうふうにやっていくかというのは、庁内関係部署の中で検討するような体制といいますか、そういったものをつくっておりますので、そういった中で協議をしていければというふうに思っております。

○おのみずき委員　ぜひ関係部署で連携して、これは一体的に進めていっていただきたいなと思います。

関連してさらに伺いたいんですけれども、さきの調査で、ある児童館の自由記述の回答の中で、子どもはまとまった相談として話すのではなくて、ふだんの会話の中で断片的なつぶやきとしてそういった内容が表出することがあると。ただ、一方で、それはこの人ならとか、このときだから話せたということがある。一方で、内容に驚いて職員が焦って聞

き出そうとすると、壁をつくられてしまって、その後一切話さなくなってしまうみたいな現場の難しさも語られていたんです。こうした最初のＳＯＳを受け止めるというのはすごく大事な場面だと思うんですけれども、そこの対応については、今回日本版ＤＢＳの制度の説明だけではやっぱり不十分で、子どもの話をどう受け止めるかとか、その後どういうふうに安全確保や専門支援につないでいくのかというところは、具体的な事例を使った実践的な研修が必要だと考えているんですけれども、今後研修整備をしていくに当たってこのあたりをどう考えているのか伺います。

○寺西子ども・若者支援課長　いろいろ御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、具体的な研修ですとか、基本的にはこれまでも各施設でそういった対応はやってきているというふうには認識をしています。昨年度、児童福祉法の改正もあったりして、各施設についてもそういった意識が高まっております。ただ、一定程度、個人のスキルですとか、子どもとの関わりによるところもあるとは思っておりますので、今回の法改正を機に、改めて各施設でそういった対応の見直しですとか、ノウハウの共有というものを部全体で進めていきたいと思っております。

○おのみずき委員　お願いします。

あと最後に一点、法施行後の評価についてもちょっと確認したいんですけれども、今回の制度は犯罪事実確認という点に焦点がかなり集まりがちかなと思うんですけれども、ＤＢＳ、本来はそれだけではなくて、性暴力を防いでいく、全体のセーフガーディングというところがすごく重要な点は法律でも言われているところだと思います。そうした中で、法を施行した後どういうふうにそれを評価していくのかという部分で、犯罪事実確認をどの範囲まで何件ありましたみたいな話とか、何人が研修を受講しましたみたいな、シンプルにそういう話だけ、大人側でそういうふうに整理した事情だけではなくて、実際にそれがどう機能しているかというのは、それだけではやっぱり判断できないというふうに思っています。

そうした中で、世田谷区は子どもの権利条例を持っていまして、その第三十九条で子どもに関する政策については第三者による評価検証を行う、その際には当事者である子どもの意見が生かされるように努めるというふうに明記されています。ここを踏まえて、今回のこの法に基づく安全確保措置、様々講じられていくと思いますが、例えば子どもが相談先を知っているかとか、困ったときに相談を実際にできると思うかとか、相談した後に自分の気持ちとか意向がどこまで尊重されたと感じたのかとか、こういった子ども自身の声

みたいなものをしっかり把握いただいて、子どもの権利委員会による評価検証にそれを即座に上げるかどうかは議論があると思いますが、そこも含めて制度改善につなげていくということ、そういったことについて現状区のお考えがどうなのか伺います。

○寺西子ども・若者支援課長　十二月からの法施行に向けまして、今庁内でも様々準備を進めているところです。区の施設もあれば民間の施設もあるというところで、国からも随時情報は来ているんですけれども、まだちょっと全容も見えていないところもあるものですから、多少手探りで進めているところもあるのは事実かと思っています。なので、今御指摘いただいたことも踏まえて、まずは区立施設がまず一番子どもの声を聞きやすいというところもあると思いますし、民間の施設も含めて、人事課などともそこは共有、連携していきながら、今御指摘いただいた子どもの声も含めて体制がきちんと対応できているかというところを評価検証していくということは、権利委員会ももちろんなんですけれども、区としても実施をしていく必要があると認識をしています。

○河野俊弘委員長　それでは意見に入ります。

本六件について御意見がありましたら、どうぞ。

○たかじょう訓子委員　日本共産党世田谷区議団は、議案第八十九号、九十一号に反対、八十八号、九十号、九十二号、九十三号については賛成の立場で意見を申し述べます。

議案第八十九号、第九十一号については、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定整備を行うものです。小規模保育事業は、保育待機児童、とりわけゼロ歳から二歳児の待機児童が深刻に増加する中、二〇一五年四月の子ども・子育て支援新制度によって定員六人から十九人の地域型保育事業として制度化されました。当時の世田谷区においても待機児童対策は喫緊の課題であり、小規模保育事業はゼロ歳から二歳児の保育の受皿として一定の役割を果たしてきました。しかし、今回創設される満三歳以上限定小規模保育事業は、ゼロ歳から二歳児の小規模保育とは、その必要性や子どもの発達という観点から分けて考える必要があると考えます。

三歳から五歳児は、友達との関わりが大きく広がり、集団で遊び、様々な人との関係をつくり、十分に体を動かす中で成長していく重要な時期です。だからこそ、国会の附帯決議でも三歳以上児について、集団生活の重要性に留意し、集団での遊びや活動、戸外活動の環境を保障することが求められました。待機児童が深刻だったゼロ歳から二歳の受皿としての強化された、制度化された小規模事業、小規模保育の仕組みを三歳から五歳児のみを対象とする事業として全国展開することには問題があると、この間党として発信してき

たところです。少人数できめ細やかな保育そのものを否定するものではありません。しかし、三歳から五歳児については認可保育所を基本として、保育士の配置や保育環境をさらに充実させ、子どもの発達にふさわしい集団活動や戸外活動を保障することこそ必要だと考えます。

日本共産党は、国会でも満三歳以上限定小規模保育事業の全国展開が保育の質を後退させる危険性を指摘して、これを含む法改正に反対をしました。以上の立場から、満三歳以上限定小規模保育事業を新たに位置づける議案第八十九号と九十一号に反対をいたします。

一方、議案第八十八号、九十号、九十二号、九十三号については賛成意見を申し述べます。

子どもと仕事で接する人について、学校や民間教育・保育事業者に性犯罪歴の確認を義務づける日本版ＤＢＳ制度の創設を盛り込んだこども性暴力防止法が国会で日本共産党を含む全会一致で成立いたしました。性被害当事者らからも待たれていたものであるというふうに思います。

性暴力は、被害者の尊厳を深く傷つけ、人生に与える影響は極めて大きく、許されない犯罪です。とりわけ弱い立場にあり、被害を認識するのが困難な子どもへの性暴力は決して許されません。教員や保育者など、子どもを守るべき立場の者による性犯罪を起こさせないのは、政治と社会に課せられた最低限の責任です。ただ、制度自体も多くの課題を抱え、この制度だけでは解決できない問題も残ります。性犯罪が起きない社会にするために何が必要か、社会全体で取り組んでいく必要があります。

日本版ＤＢＳでは、行政に監督、認可権限がある学校、認可保育所、保育園などに特定性犯罪前科の確認を義務づけます。就労希望のほか、現職も対象で、事業者は、こども家庭庁を通じ、法務相に犯歴を照会、確認、犯歴がある人を子どもと接する業務に就かせないよう求められています。また、事業者には、職員研修や子どもが相談しやすい体制づくり、被害の調査など、安全確保措置が義務づけられています。学童クラブ、認可保育所は認定対象にはなりましたが、様々ある全ての子どもの関連の事業者が認定の対象になるわけではありません。問題なのは、子どもに性的志向を持つものが未認定の事業者に集まりかねないということです。義務規定のあるところに行けない子どもへの危険がかえって高まるということも起こり得ます。何より性犯罪の九割は初犯と言われており、ＤＢＳだけでは子どもを守ることはできません。

性暴力は、ジェンダー不平等やジェンダーに基づく固定観念がもたらす暴力です。社会から性犯罪をなくしていくには、ジェンダーや人権教育、人権尊重に基づく包括的性教育によって、非暴力を貫いて生きる知識、態度、性的同意や相手へのリスペクト、性被害だと認識できる知識、被害を受けたときの対応などを学ぶことが不可欠です。

教育現場では、不祥事を起こしたり、隠したり、誤った同僚意識から被害をうやむやにするなどがあってはならないと思います。子どもを見守る複数の目の確保、養護教員やスクールカウンセラーの増員も重要です。再犯防止プログラムなど、加害者更生の継続的支援、性犯罪治療への支援も求められます。ＤＢＳと一体にこれらに国が責任を持って取り組む必要があると考えます。

一方、性犯罪の犯罪歴という重大な個人情報が漏えいしたり、目的外利用されることは防がなければなりません。その点で子どもに接する職業に就こうとする人が性犯罪歴がないことを条件にデータベースに登録され、本人が犯歴のないことを証明するホワイトリスト方式の研究も課題です。

以上の残された問題に向き合い、社会的議論を深め、性犯罪を許さない社会をつくっていく必要があるということを申し述べて、賛成意見といたします。

以上です。

○原田竜馬委員　先ほど質問もさせていただきましたが、区が委託をしている事業者について、法施行によって新たに発生する事務負担や必要な対応を十分に把握し、事業者に対して分かりやすく情報提供を行うとともに、区として可能な限り具体的な支援を行っていただきたい。また、今回の制度対応によって現場の職員さんたちが、本来担うべき子どもへの支援や教育・保育等の業務にしわ寄せが生じることのないように、必要な人的、また財政的な支援についても検討をしていただきたいというふうに思っております。

さらに、本制度では性犯罪歴という極めて機微な個人情報を取り扱うことから、区及び委託事業者においてその情報を取り扱う者の限定や目的外利用の禁止、厳格な管理体制を確保するとともに、対象となる職員等への丁寧な説明を行い、不利益な取扱いなどが生じることがないように十分配慮をしていただきたいということを要望いたしまして、立憲民主党・無所属世田谷区議団といたしまして賛成といたします。議案八十八号から九十三号全件において賛成でございます。

○おのみずき委員　生活者ネットワーク世田谷区議団としまして、今回こども性暴力防止法施行に伴う条例改正議案一式について、いずれも賛成の立場から意見と要望を申し上げ

ます。

本年六月の一般質問に対して区長より、子ども・若者のＳＲＨＲ、性と生殖に関する健康と権利を子どもの権利保障に関わる重要な課題として捉え、正しい知識を得て安心して相談でき、必要に応じて支援につながるための一体的な取組として、庁内横断で進めていく旨の御答弁がありました。性暴力やあらゆる強制から守られ、体の自己決定や同意が尊重されることもこうした権利保障の重要な一部です。今回の法施行を犯罪事実確認の手続にとどまらず、子どもの権利を具体的に保障する仕組みを整える機会としていただくよう求めます。

相談支援の体制整備に当たっては、単に制度を周知するだけでなく、子どもが年齢、発達段階に応じて相談先やその後の流れを理解でき、相談後も一人の権利主体として子ども自身の気持ちや意向が最大限尊重される仕組みとしてください。

また、児童館や保育施設など、日常的に子どもと関わる各現場において、最初のＳＯＳを適切に受け止め、安全確保や支援につなげられるよう、共通の対応ルールと実践的な研修を整備することを求めます。

あわせて、保育分野で蓄積してきた性暴力の未然防止、早期把握、相談対応等の知見を関係所管で共有し、施設や事業の違いを超えて区全体のセーフガーディングに生かしてください。

法施行後は、世田谷区子どもの権利条例第三十九条の趣旨も踏まえ、犯罪歴の確認件数や研修受講者数のみならず、子ども自身が相談できると感じているか、相談時に意向を尊重されたと感じているかなど、当事者の声を踏まえて制度を評価し、継続的な改善につなげることを求めます。

日本版ＤＢＳが大人の側で制度を整備するだけのものではなく、それが確実に子どもたちに届き、これまで表明されにくかった声も含めて子ども自身が安心して声を上げられること、そしてその声を大人と、そして組織と、そして社会が適切に受け止め、確実に安全確保と必要な支援につなげる制度として運用されることを求め、生活者ネットワーク世田谷区議団の意見といたします。

○河野俊弘委員長　これより採決に入ります。本六件を二回に分けてお諮りしたいと思います。

まず、議案第八十八号、議案第九十号、議案第九十二号及び議案第九十三号の四件についてお諮りいたします。

本四件について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長　御異議なしと認めます。よって議案第八十八号、第九十号、第九十二号及び第九十三号の四件は原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第八十九号及び九十一号の二件についてお諮りいたします。採決は挙手によって行います。

本二件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野俊弘委員長　賛成多数と認めます。よって議案第八十九号及び九十一号の二件につきましては原案どおり可決と決定いたしました。

以上で議案審査を終わります。

――――――――――――――――――――

○河野俊弘委員長　次に、２報告事項の聴取に入ります。

まず、㈠令和八年度一般会計補正予算（第三次）について、当委員会所管分についての理事者の説明を求めます。

○松本子ども・若者部長　子ども・若者部の一般会計第三次の補正予算について御説明いたします。

九ページの一般会計歳出（部別）一覧を御覧ください。子ども・若者部の補正額は約三億四千万円でございます。そのうち特定財源は約二億五千五百万円となっております。内容は、子ども・子育て関連施設に対する熱中症予防支援事業の実施として約三億三千四百万円の増、ほっとステイ事業運営費補助単価の改定に伴う補助金の増として約七百万円の増となってございます。

なお、全体の歳出事業概要につきましては、一一ページに一般会計補正の各歳出事業概要を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

御説明は以上です。

○河野俊弘委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

――――――――――――――――――――

○河野俊弘委員長　㈡民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の決定について、理事者の説明を願います。

○渡邉子ども・若者部副参事　私からは、民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の決定について御報告させていただきます。

なお、本件に関しましては、文教常任委員会との併せ報告となります。

１主旨です。区では、新ＢＯＰ学童クラブの大規模化等の解消に向けて、区の補助による民設民営放課後児童クラブの整備を進めているところですが、このたび、提案型整備の公募を行ったところ、二事業者から提案があり、選定委員会での審査結果を踏まえ、以下の事業者からの提案を採択し、整備・運営事業者として決定いたしましたので、御報告するものです。

２採択した事業者及び提案施設です。一つ目は、株式会社東急キッズベースキャンプです。都内を中心に多くの学童クラブの運営実績がございます。提案施設といたしましては、船橋小学校を優先受入れ校として、新たに四十人定員の規模の施設を整備、令和九年四月に開所する予定となっております。

二つ目は、株式会社ベネッセスタイルケアです。区内で既に民設民営放課後児童クラブを三施設運営しており、今回の提案で四施設目となります。提案施設といたしましては、桜町小学校を優先受入れ校として、新たに四十人定員の規模の施設を整備、令和十年四月に開所する予定となっております。

なお、こちらの施設は一階部分を一歳から二歳の認可保育所として活用し、二階部分を学童クラブとして活用する提案となっております。

３経過につきましては、記載のとおりです。

４評価です。㈠基本方針につきましては、事業者の理念や運営管理体制、質の確保といった点を重視しながら評価、審査を行ってまいりました。詳細につきましては、二ページにお進みいただき、表中の記載内容を御覧ください。

続きまして、㈡審査方法です。書類審査、現地調査・ヒアリング審査を実施し、それらの結果を総合的に評価した上で、整備・運営事業者として選定いたしました。

三ページにお進みください。５審査結果、㈠書類審査及び現地調査・ヒアリング審査です。民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の選定に当たりましては、総合評価点数が満点の七割を超えることを基本としており、質の確保や提案の実現性などを総合的に判断しております。今回の提案に関しましては、総合評価点数が基準となる七割を超えた評価を得ましたので、提案を採択することといたしました。

㈡総合評価です。株式会社東急キッズベースキャンプにつきましては、運営施設にお

いて子どもの意見を聞き、その意見を運営に反映する取組が行われており、法人として子どもの権利を重視し、日頃の運営において大切にしていることが確認できました。また、子どもの様子等について職員間で適切に情報共有が行われていることなどから、本提案を採択できるとの評価に至っております。

株式会社ベネッセスタイルケアにつきましては、運営施設において、子どもたちが好きな遊びを選び、リラックスして過ごしており、職員との関係も良好であることが確認できました。また、職員間で大人の適切な関わり方を検討するなど、子どもの主体性を尊重した運営が行われていることなどから、本提案を採択できるとの評価に至っております。

６選定委員会の構成につきましては、記載のとおりです。

四ページ以降は、提案地の位置や優先度マップを添付しておりますので、参考として御覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。

○河野俊弘委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○そのべせいや委員　五ページの参考資料にもあるとおり、小学校から概ね半径八百メートル圏内に整備誘導を図ると理解をしていますが、今回報告のありました船橋小学校学区の東急キッズベースキャンプは直線距離で四百メートルとのことで、一方、桜町小学校学区のベネッセスタイルケアは学校から直線距離で九百五十メートル程度とのことです。また、ベネッセ学童クラブ桜新町、現在運営しているところは、学区域の際の際ですが、新設予定をしている場所は、学区の境を越えて松丘小学校側の学区になっていると理解をしています。

現在のベネッセ学童クラブ桜新町の利用意向から判断すると、利用者の分散に本当に寄与するのかという点について知りたいのですが、現在のベネッセ学童クラブ桜新町の定員充足率が分かりましたら教えていただきたいです。四十名以上の希望になって、お断りしている状況だと、近所につくるということで、さらに分散をしているということは理解をしますが、どういう状況なのか確認できれば幸いです。

○渡邉子ども・若者部副参事　今御指摘いただきましたとおり、ベネッセ桜新町の既存の部分につきましては、今定員が満員で入っている状況でございます。こちらについて御指摘いただきましたとおり、このベネッセ桜新町なんですが、キャンセル待ちも出たりするぐらい非常に人気があるということで、桜町小学校に通っている児童からも入会の申込みが来ているという状況は確認しております。運営法人としましても、ある程度こういった

地域需要に応えていきたいという思いから、近くのところでの整備を進めていただいたというところもございますので、御指摘のとおり、確かに桜町小学校からは少し距離はあるんですけれども、児童、保護者の需要としてはあるものというふうに認識しております。

また、少し距離はあるというところはあるんですが、現在の運営しているところと非常に近くはなるのですが、現在の時点でも安全なお迎え体制というものは取っておりますので、今後も引き続き運営事業者には求めていきたいというふうに考えております。

○そのべせいや委員　ありがとうございます。ここから先、要望にしますが、近隣に二つの同一法人がやっている学童クラブができるということですので、必ずしも友達同士が同じところに入っていたりというわけでもないと思いますので、定期的に両施設で交流が持てるですとか、物理的に都度移動することは難しいかもしれませんが、何かしらの形で仲のいい子たち同士が遊べるような工夫があればいいなと要望しておきます。

○岡本のぶ子委員　今、御説明、そのべ委員もされていたベネッセのほうでつくられる、松丘学区内につくられるという定員が四十名、ちょうど同じ令和十年四月に松丘学区内で八十人の規模の学童クラブがつくられるということも理解しているんですけれども、ちょっと気になるのは、このベネッセさんの桜新町のほうに定員がいっぱいだけれども、たしか半分が松丘のお子さんが利用していると伺いました。今後、同じ時期に松丘学区にできるにしても、このベネッセに行きたいというお子さんがいないとも限らないのではないかなと思うんですけれども、桜町小学校も今学童がいっぱいで、民間の施設をさらに拡充せねばという状況の中で、どのようにそこのすみ分けを、松丘のお子さんが行きたいというのに、もう今後は入っちゃ駄目ですという、そこら辺の切り分けをどのようにされるのか教えていただければと思います。

○渡邉子ども・若者部副参事　既に運営しているベネッセ桜新町につきましては、現状、桜町小学校と松丘小学校の両方を優先受入れ校と設定させていただいておりまして、両方の学校から半々ぐらいで登録児童がいる状況となっております。そのため、現時点におきましては、こちらのベネッセ桜新町については、委員も御指摘のとおり、松丘小学校の児童からも需要はあるということで、直ちに優先受入れ校を解除するという判断はしておりませんが、御意見いただきましたとおり、松丘小学校の学区域に、先日御報告した弦巻放置自転車等保管所を活用した民設民営放課後児童クラブの開設が同じ時期で予定されているということもございますので、そのときの各小学校の登録児童数の状況を見ながら、事業者とも相談して調整をさせていただきたいと考えております。

御指摘のとおり、桜町小学校の登録児童数、現時点では非常に増えている状況ではございますので、今回の整備施設につきましては桜町小学校を優先受入れ校とさせていただきましたが、既存のほうにつきましては、状況を見ながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○岡本のぶ子委員　選定された事業者、手を挙げたタイミングですとか、そういうところで、事業者が違う、それを利用者、基本は学区の中ということなので、選べない。でも、今回のように、学区が松丘学区にベネッセができるという中で、桜町小のお子さんの優先ですというものになっていくとか、ちょっと複雑な状況がここの地域で生まれてしまうので、そこは丁寧に、どちらにしても、子どもたちの放課後の健全な育成ということに寄与していただくための施設だと思いますので、まず利用者の中でのそういう複雑な気持ちにならないように整えていただきたいということを要望させていただきます。

○中山みずほ委員　今、御議論があったように、やっぱり苦肉の策で人数の緩和のためにやっているということは見て取れるし、御努力も分かるんですけれども、例えば今あったように、子どもの足でやっぱり桜町小からここまで行く距離というのは実際結構長い距離ですし、あと文教委員会でも申し上げましたとおり、桜町小学校は通学途中で悲しい事故が今までございました。今、安全をきちんとしっかり担保しているという御発言も課長のほうからありましたけれども、やはり一番いいのは桜町小の近くにこれを受け入れるだけのものがあればいいと。ところが、それが多分難しいからこうなっているということは理解するんですが、本当にここの近隣にないのか、それを言ってもしようがない。というのは、少し前に、やっぱりこの近隣で幼稚園が二園撤退しているんですね。私立です。結構前なんですが、ただ、こういうことを事前にやっぱり見ておければ、できたことはあるかもしれないかなと。すごい近くだったので、ずっとこれを私はもったいないなと思っていました。

だから、事故の件もありますし、できれば、今、そのべ委員もありましたけれども、二つに子どもが分かれちゃうようなことがないような、一つまとめて近くに徒歩圏内の安全なところができるのが一番だと思うんですけれども、やっていらっしゃると思うんですけれども、念のため、どこぐらいまでお調べいただいて探しているのかということを教えていただけますか。

○渡邉子ども・若者部副参事　基本的には、その事業者からの提案を受けての整備という下でやらせていただいていますので、残念ながらこの近辺で、委員御指摘いただいたよう

な立地での整備、ある程度大きめの整備ができることが望ましいとは考えておりますが、現時点で提案が上がってきていないというところはございます。区としましても、引き続き活用できるような区有地がないかどうかということも念頭にも置きながら、また、今御指摘いただいたとおり、廃園後の幼稚園利用みたいなことも、現在こちらのエリアではないですけれども、相談を受けたりということもございますので、利用可能なものがあれば、活用はさせていただきたいというふうに考えております。

○中山みずほ委員　要望ですけれども、もちろんやっていらっしゃるとは思うんですけれども、やはりこの距離は私としては大変かなと思いますので、できれば、近隣でまとまってというところを探していただきたいと思います。要望します。

――――――――――――――――――――

○河野俊弘委員長　次に、㉑認可保育所の整備・運営事業者の決定について、理事者の説明を願います。

○鳥田子ども・若者部副参事　それでは、認可保育所の整備・運営事業者の決定について御説明いたします。

１主旨でございます。区では、令和十年四月以降の開園に向け、新たに認可保育所分園一か所の整備・運営事業者を決定いたしましたので、御報告させていただくものです。

２整備・運営事業者及び施設の概要でございます。事業者は株式会社ベネッセスタイルケアです。こちらの事業者ですが、現在、首都圏を中心に五十六園、世田谷区内では一園認可保育所を運営している事業者となります。桜新町二丁目におきましてベネッセ桜新町保育園の分園として今回整備するもので、令和十年四月以降の開設を予定しております。定員は一歳児、二歳児の合計二十人でございます。スケジュール、整備予定地の地図は記載のとおりです。

なお、一つ前の案件で御報告したとおり、同一建物内に整備予定の民設民営放課後児童クラブ、こちらの事業者としても選定されておりまして、同時期の開設を予定してございます。

二ページを御覧ください。３経過につきましては、記載のとおりでございます。

４評価でございますが、基本方針ですが、保育所保育指針のほか、区が定める方針、ガイドライン等を理解した上で、新たな保育所を運営する意欲と熱意を有し、保育の質を維持向上できる事業者であることを基本とし、選定を行っております。評価項目は表に記載のとおりですが、事業者の理念、事業の安定性・継続性、運営管理体制、保育の質、人材

の確保・育成などの観点を中心に評価を行っております。

三ページを御覧ください。５審査方法及び審査・評価結果となります。①審査方法ですが、新たな分園の整備に際しましては、本園となる認可保育所を運営しており、事業者の適格性を既に確認しているため、区職員による書類審査とヒアリング審査を実施し、事業の実現性などを総合的に評価しております。

②書類審査及びヒアリング審査の結果でございます。評価点数は五割を超えることを採択の基本としておりますが、総合評価点数は二百十九・二五点、満点に対する割合は六四・九六％となっております。

③総合評価は、提案内容や事業者に関しての総合的な評価の概要をまとめたものとなりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続いて、四ページを御覧ください。６保育施設整備の進捗状況についてでございます。㈠決定済みの計画につきましては、開設予定年度ごとの一覧としてまとめております。①令和九年四月開園予定の施設は、前回の委員会資料から変更ございません。

②令和十年四月開園予定の施設ですが、今回御報告した一件が加わりまして、現時点で四か所、一歳児の定員でいいますと合計三十七人分を決定しております。

五ページを御覧ください。㈡今後の審査予定、７今後の定員確保の取り組み、こちらについては先日の委員会から変更はございませんので、説明は割愛させていただきますが、引き続き、新規整備とともに、既存施設における定員確保の取組を並行して進めまして、定員確保に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○河野俊弘委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○そのべせいや委員　後学のために教えていただきたいのですが、同じ法人であるベネッセスタイルケアが認可保育のほうで提出をしてきた書類及びヒアリングの審査をすると大体六五％の点数になって、民設民営放課後児童クラブの書類及び現地調査、ヒアリング審査になると八〇・七％になっているということで、一五％ほど開きがあるということですが、この審査基準が両者で大幅に異なるという認識でよろしいでしょうか。

○鳥田子ども・若者部副参事　審査基準でございますが、やはりそれぞれ異なる事業を審査するという観点で、それぞれの事業に即した基準で審査をさせていただいておりますので、そういった意味では、異なるもので審査をさせていただいているということになります。その中で、採点に際して、それぞれこれまでの蓄積等もありますので、そういった部分が点数のほうにも反映されているものなのかなというふうに認識しております。

○そのべせいや委員　意見にとどめますが、似たような機能を持つ施設を審査するのであれば、これまで独自の生態系の中で恐らく審査が続いてきたということは理解をするのですが、何に基準を置くということについて、区として統一した見解を持って同じように審査をしたほうが、お互いの審査から見えてくるものがあったり、よりそれぞれの施設の質について向上していける可能性があるのではないかと考える部分もありますので、すぐに統一することは難しいということは理解をしますが、それぞれもう完全に異なっているからいいやではなく、お互いに高め合っていけるような仕組みになっていけばいいなと要望、意見します。

○岡本のぶ子委員　ベネッセさんの本園が歩いて二分のところにあるのでということでの分園の整備ということは理解しているんですけれども、桜新町という町は、世田谷区の中でも少ない準工業地域でもありますので、周辺には工場といいますか、そういう大型トラック、中型トラック等が通ることも通常、普通にあります。そうした場合に、この分園のお子さん、もちろん本園のお子さんもそれなりに御注意をされていると思うんですけれども、この分園を設置される周辺の交通安全対策といいますか、そういったところも非常に気をつけていただかないと、お仕事で通常トラックが通っているエリアでもあると思いますので、その点の配慮というか、そこをちょっと教えてください。

○鳥田子ども・若者部副参事　保育園におけるお散歩ですが、当然、配置基準に基づく保育士がついた中での外出ということになります。ただ、それだけで全てお子さんの行動を見られるかというと、現実的にはなかなか難しい部分もありますので、実際に園のほうで運営状況を確認した中では、配置基準のプラスアルファで、保育の補助者ですとか、あるいはフリーの保育士がさらについた中でお散歩に一緒に行っていただいているような場面も確認してございます。

　こちらの分園につきましては、園庭が敷地内にございませんけれども、すぐ園から見ると南側、駅側ですか、桜新町保育園側に区立の世田谷新町公園、比較的広い公園がございます。そういったところも活用しながら保育を実施するということは計画も確認しておりますので、引き続き園のほうにはふだん取り組まれている安全配慮というところも継続してやっていただきながら、安全な保育ということで実施をこちらのほうにも求めていきたいと思っております。

○岡本のぶ子委員　あと、そういう意味では近隣の工場とか、大きなそういうトラックが出入りしているような会社などに、一応ここに今度分園ができますとか、園児が歩きます

ということは御連絡をしていただければ、ドライバーの方々も気をつけるという意識にはなるかなと思いますので、その点をお願いしたいと思います。

○**鳥田子ども・若者部副参事**　園のほうはこれから近隣の方々への、当然工事もありますので、そういった説明、あるいは運営に関しての御説明というところで進めていくものと認識していますので、その中で今お話しいただいたような工場関係ですとか、車をふだん使われているような方々に対する情報提供というところも取り組むように、こちらのほうからもきちんと伝えていきたいと思います。

―――――――――――――――――――――

○**河野俊弘委員長**　次に、㈣その他ですが、そのほか報告事項はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野俊弘委員長**　なければ、以上で報告事項の聴取を終わります。

―――――――――――――――――――――

○**河野俊弘委員長**　次に、３請願の継続審査についてお諮りいたします。

令七・五号「米流通価格、流通量の安定化及び米を含む食料品価格（物価）高騰対策に関する陳情」外二件を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野俊弘委員長**　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

―――――――――――――――――――――

○**河野俊弘委員長**　次に、４閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

1　子ども・子育て支援について

2　若者施策の推進について

とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野俊弘委員長**　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

―――――――――――――――――――――

○**河野俊弘委員長**　次に、５協議事項に入ります。

㈠次回委員会の開催についてですが、次回委員会は年間予定であります十一月十二日木曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野俊弘委員長**　それでは、次回委員会は十一月十二日木曜日午前十時から開催することに決定をいたします。

以上で協議事項を終わります。

――――――――――――――――――――

○**河野俊弘委員長**　そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**河野俊弘委員長**　なければ、以上で本日の子ども・若者施策推進特別委員会を散会いたします。

午前十時五十八分散会

――――――――――――――――――――